



ネーミングライツ事業を導入します

平成30年5月30日

総務部経営改革推進課

富津市では、新たな財源の確保等を図るため、市の施設等に愛称を付与する権利の代わりに、その対価を得るネーミングライツ事業を導入します。

1.ネーミングライツとは

市の施設等の名称に企業名等を冠した愛称を付与する権利の代わりに、企業等から対価を得ることで、新たな財源の獲得による施設の適正な運営維持や民間資源・ノウハウを活用した施設の魅力向上等を図るものです。

対価は金銭だけではなく、施設で利用可能な製品等や役務(サービス)の提供なども対象とします。

2.対象施設及び実施方法

対象施設は、公民館などの文化施設、スポーツ施設、道路、公園、また、ロビーや会議室などの施設内の一部への導入も想定しています。

実施方法は、公募型と企画提案型の二つです。

公募型 …富津市が事前に対象施設と条件を設定した上で公募します。

企画提案型 …対象施設や条件を特定せず、企業等の自由な提案を随時受け付けます。

3.今後の予定

今後、庁内調整を実施し、7月以降に公募を開始していく予定です。

4.その他

ネーミングライツ事業に関する基本的事項を定める「富津市ネーミングライツ導入ガイドライン」を策定するとともに、富津市が取り扱う広告事業全体に関する基本事項を定める「富津市広告事業実施要綱」及び「富津市広告事業実施基準」を併せて整備しました。

問い合わせ先

総務部経営改革推進課

0439-80-1213

部活動指導員の制度化について



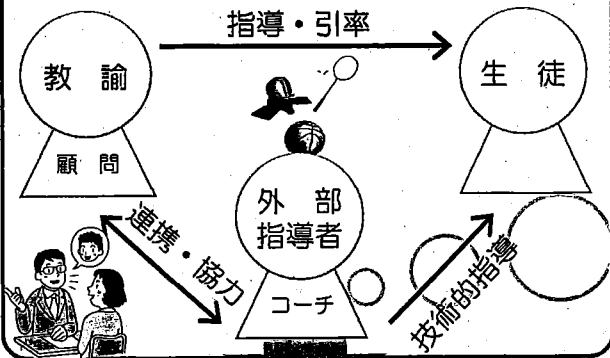
背景

- ▶ 運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が中学校で約46%、高等学校で約41%となっている。*1
- ▶ 日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中、最長となっている。*2

*1 (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年)」 *2 OECD「国際教員指導環境調査(TALIS2013)」

外部指導者の活用

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者だけでは、大会等に生徒を引率できない

部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率*3、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

*3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

体制の整備

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

研修の実施

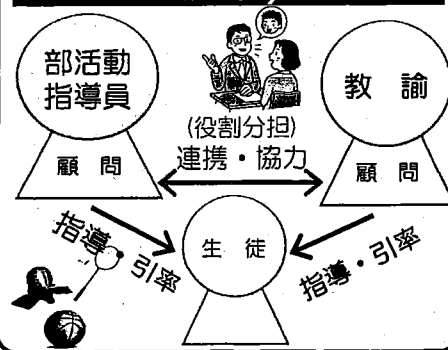
部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)

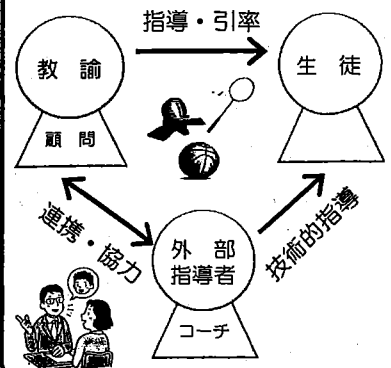


ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



外部指導者の活用 (従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



うるま市役所市民サービスご意見箱実施要領

～市民からの意見を受け、現場自ら主体的な市民サービスの改善・向上を図る～

1. 目的 市民の視点に立った課題の発見と職員の意識向上

平成18年度から実施してきた「うるま市役所市民サービス評価」について、事務の効率化を図りながら継承し、市が提供する市民に対するサービスについて、市民からの意見を受け、市民サービスの課題の発見によりその改善と向上を図るとともに、職員の接遇に対する意識向上を図る。また、ご意見に対して回答することにより、行政の説明責任を果たしながら、相互理解を深め、市民協働のまちづくりに寄与することを目的に実施する。

2. 目標 全ての部署・施設で市民に満足感を

全ての部署・施設において不満の声（意見）がなくなることを目標とする。

3. 実施方法 来訪市民に意見書を記入、投函してもらう

- (1) 本要領でいう「市民」とは、本市に住所を有する者だけでなく、本市の市民サービスを受ける者、業務調整等のため来訪する者（業者を含む）をいう。
- (2) 市役所及び市の施設に来訪された市民に、「市民サービスへの意見書」（以下「意見書」という）により、意見を記載してもらう。
- (3) 意見書、回収箱をうるま市役所（本庁舎）、石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎、水道局など、主要な市の施設に設置し、市民からの意見を受ける。
- (4) 意見書、回収箱の管理は行政改革推進室が行う。
- (5) 投函された意見書は行政改革推進室が随時回収、集計する。
- (6) 集計した意見書を庁内公表し、担当各課等は必要な回答、改善策をまとめ、行政改革推進室に送付する。
- (7) 行政改革推進室は、意見書と回答を整理し、掲示板やホームページ等で公表する。ただし、投函された意見等のうち、趣旨が不明瞭なもの、事実と異なるもの、個人が特定されるもの、本要領の目的に合致しないもの等については、その全部又は一部を対象外とすることができる。

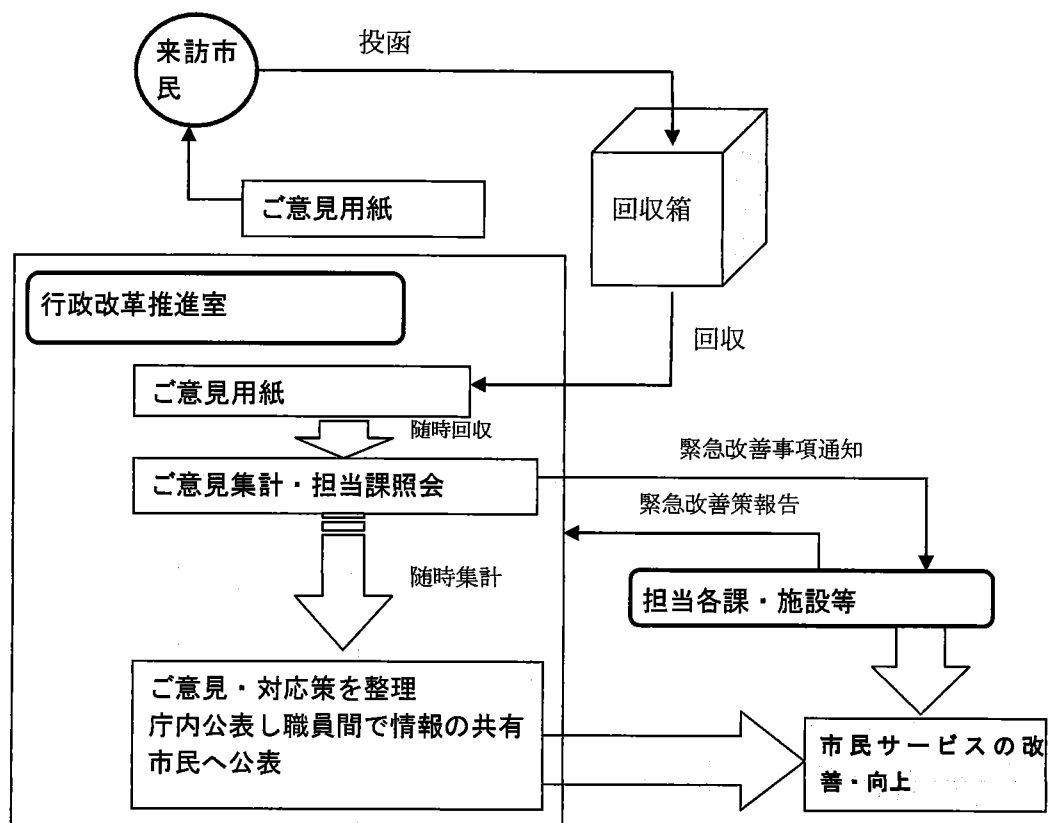
4. 留意事項 職員個々の評価ではないことに特に留意する

- (1) 行政改革推進室は、来訪された市民が円滑に意見書に記入できる環境（記載しやすい雰囲気や筆記用具・記載場所・回収箱の設置など）を整える。
- (2) 管理職は、個々の部下職員を叱責することなく、管理職の責任において課・施設全体としての市民サービスの改善・向上に向けた取組みを行うことを特に留意すること。
- (3) 管理職と現場の職員が意見書に対して分析・検証、改善策の検討を行い、市民サービスの改善・向上について共通認識を深めるプロセス（会議等）を重視すること。

5. 推進体制 意見に基づく改善等の取り組みを担当各課等が主体的に実施する

市民からの意見集約など事務的な取りまとめは行政改革推進室が行い、意見に基づく市民サービスの改善・向上の取組み、職員の接遇に対する意識改革については担当各課等が主体的に実施する。

6. 業務フロー



平成18年6月作成
平成19年3月改定
平成23年11月改定